

藤沢市からのお知らせ **ご存知ですか**

ぎょう 狭あい道路整備事業

藤沢市が
セツバック用地を契約により取得し、
整備及び管理します。



道路が広がり、人も車も安全通行！



**救急車や消防車など、
緊急車両の通行もより容易に！**



災害時の避難も円滑に！

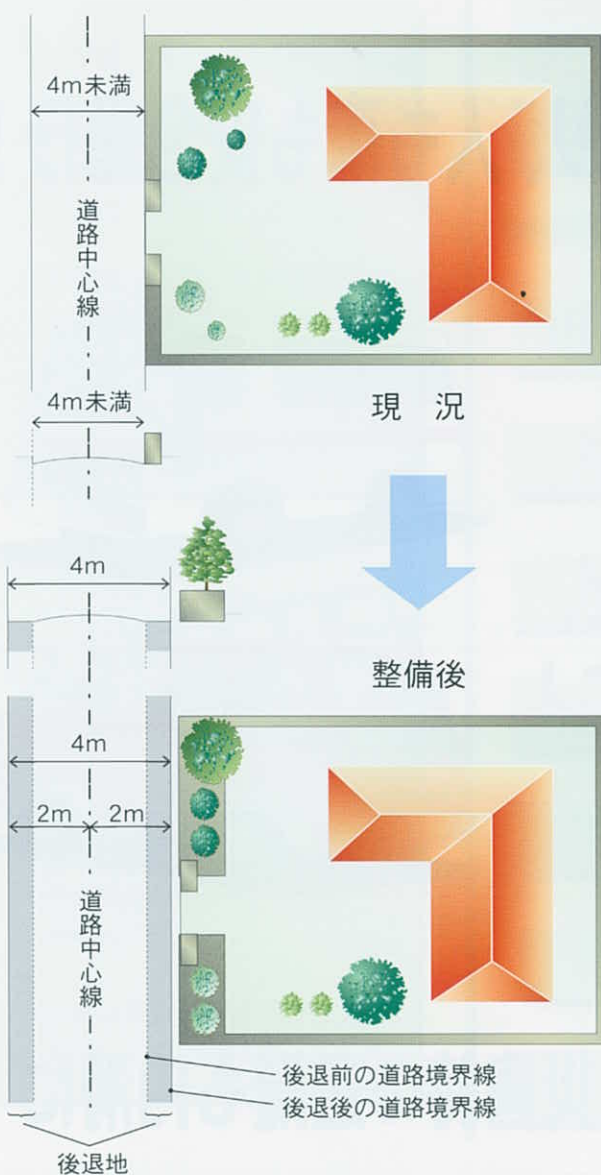
藤沢市狭あい道路整備事業のご案内

建物を建てるときは、建築基準法に基づいて、その敷地は、幅員4 m以上の道路に2 m以上接しなければなりません。

従って、幅員4 m未満の道路に接した土地に建物を建てる際には、この道路を幅員4 m以上に拡幅することとなります。

藤沢市は、拡幅された部分を公の道路として確実なものとする制度を1987年（昭和62年）から設けました。

また、1993年（平成5年）に、建物を建てない土地についても、土地所有者のご協力を得て、積極的に幅員4 m以上の道路に整備する事業を進めています。



● 事業の目的

道路は、市民生活に密接かつ、さまざまな形で、防災上重要な役割をはたしています。

道路を4 m以上に拡幅し、整備することにより生活道路の機能向上を図ることを目的としています。

● 事業の対象

(1) この事業は、原則として、建築基準法第42条第2項に該当する道又は市長が同等と認める道のうち、道路境界が確定している市道のみ限定しています。

(2) すでに道路後退がなされている場合の後退地についても、この事業の対象となります。

● 具体的な事業内容

- (1) 後退地等の取得や使用
- (2) 後退工事費の補償
- (3) 後退地等の整備

● 選べる協力方法

次の3つの方法から選べます。

土地所有者から協議申請書を受けて、協議が整ったものについて契約を締結します。契約が成立した後退地等(更地)は、市が元道の状況に応じた整備を行い、市が管理を行います。

- (1) 寄付
- (2) 売買
- (3) 使用貸借 (所有権を移転しないで、抵当権を残したまま市が無償使用。)



● 後退地等の買取価格・測量等の費用負担

	寄付	売買	使用貸借
後退地等の買取価格		後退地は、固定資産税評価額の13% 角切地は、固定資産税評価額の130%	後退地等の部分にかかる固定資産税・都市計画税を免除します。
土地所有者のご負担	契約に際して、印鑑登録証明書 (法人の場合は印鑑証明書+資格証明書)		
測量・分筆登記	市が行います。		
所有権移転登記	市が行います。		
後退工事の補償金	市が積算した額で補償します。		
道路の整備	市が元道の状況に応じた整備を行います。		
道路の維持管理	市が行います。		

● 詳しい問合せ先

藤沢市役所 道路管理課 狭あい担当

電話番号 0466-25-1111 (代表) 0466-50-3546 (直通)

狭あい道路整備のながれ

